【資料9-3】

令和８年度 こどもの居場所づくり検討部会

第１回　会議資料

日時：令和８年５月18日(月)
　　午後３時から午後５時
場所：大田区役所本庁舎９階 901会議室

地域連携の現状と今後の方向性

- こどもまんなかの地域連携イメージ図
- 地域連携の方向性
- 児童館における地域連携の取組状況

こどもまんなかの連携イメージ図

なぜ”地域連携”が必要か

◆全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることができる環境を地域全体で実現していくことが必要です。
◆地方自治体職員や実践者等の一部の人だけでなく、広く地域住民に関心を持ってもらうことが重要です。
◆居場所づくりに関わる地域の資源に関する情報共有や応援の声かけ等、多様な形の支援を受けながら進めることが求められます。

※こどもの居場所づくりに関する指針(こども家庭庁より)

様々な地域資源とつながる・つなぐ　点の支援から面の支援へ

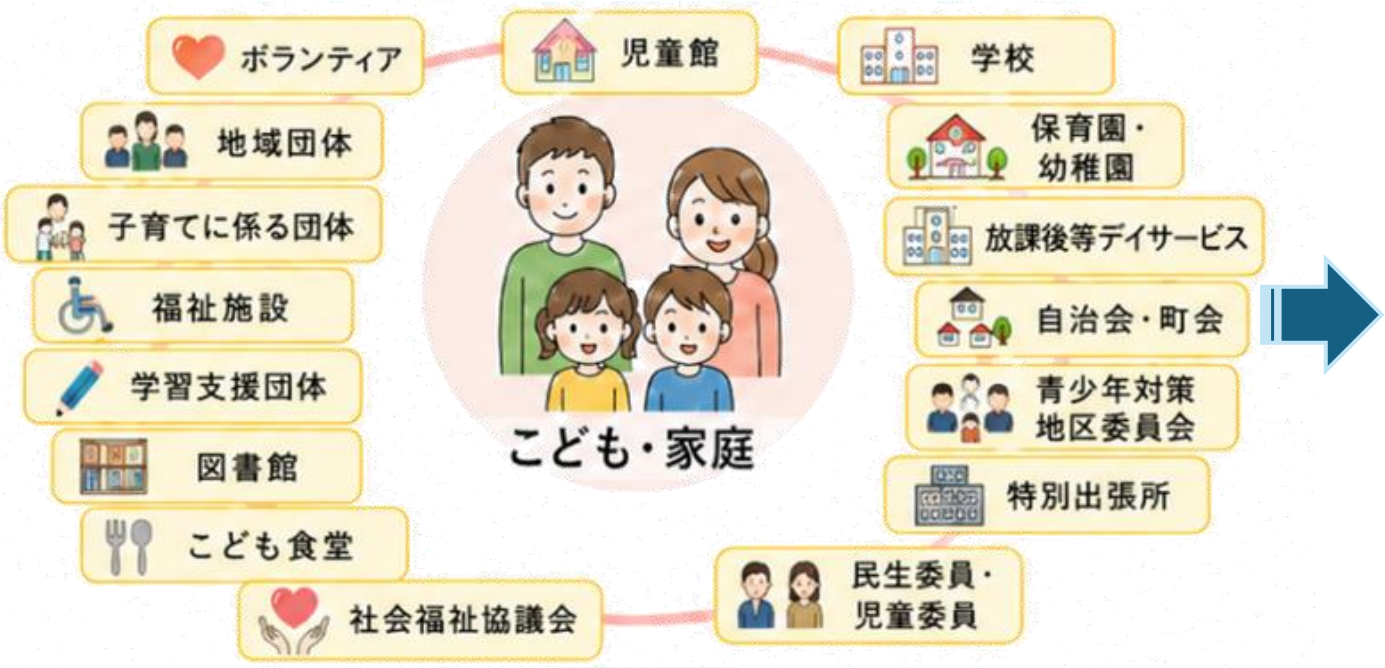

面の支援へ

・居場所同士の顔の見える関係づくり

・地域の居場所全体の質の向上に向けたスキルやこどもに関する情報の共有など

・災害時におけるこどものあそび及び居場所の確保

地域連携の方向性

部会としての整理

整理の進め方

現状と課題を共有したうえで、部会での意見交換を踏まえ、地域連携の目的や児童館の役割、今後重視すべき連携等を整理し、地域連携の基本的な考え方と今後の方向性としてとりまとめる。

現状・課題の共有 → 部会での意見交換 → 地域連携の基本的な考え方と今後の方向性として整理

今後の地域連携に求められるもの

児童館をはじめ、学校や地域団体、関係機関では、多様な連携が行われているが、

個別の取組や行事協力にとどまりやすい面もある。地域全体で顔の見える関係性づくりや、こどもに関する情報の共有など、地域連携のさらなる推進が求められる。

児童館における地域連携の取組状況

児童館構想における地域連携の位置付け

- ◆ 児童館は、多様な地域資源とつながり、地域の実情に応じた取組を連携しながら実施
- ◆ こどもの居場所づくりのコーディネーターとして、情報収集や連携取組の実施を検討
- ◆ 地域のこども・家庭が気軽に集まり交流できる場の連携を通じて、自然なつながりと地域連携を推進

”地域連携”における児童館の役割

- ◆ こども・家庭に身近な居場所である
- ◆ 学校・地域団体・関係機関との関係をつくる
- ◆ 地域の居場所や活動につながりやすい環境をつくる

具体的な“地域連携”の取組

学校

- 学校運営協議会への参加
- 町探検・カリキュラム協力
- 実習受け入れ

保育園・幼稚園

- 親子向け講座
- 季節行事
- 合同避難訓練
- 施設長との連絡会

地域団体・自治会・町会

- 祭りやイベントへの参加・協力
- 館内の植物栽培を通じた児童との交流
- 大田区ガーデンパーティ

こども食堂・学習支援団体

- こども食堂に関する情報提供
- 活動協力

社会福祉協議会・民生委員 児童委員

- 地域イベントへの参加
- 情報共有

PTA

- PTA主催イベントへの参加
- 情報共有

児童館における地域連携の取組状況

図書館連携

どこでも児童館

◆ 実施場所：大森南図書館

◆ 実施日時：第１、３、５水曜日、
午前10時30分～正午

◆ 目的

・乳幼児の社会的交流促進
・遊びを通じた健全育成
・子育て支援と相談
・育児情報の普及
・地域との連携強化

◆ 活動内容

児童館職員が乳幼児プログラム（体操、手あそび、工作等）、季節行事、子育て相談 等を図書館職員と連携して実施

コーディネーター

児童館等コーディネーターの配置

◆ 職種：児童館等コーディネーター（２名）

◆ 職務内容：児童館運営支援、地域連携支援、
委託施設業務確認支援

◆ 目的：専門職知識と経験を有効活用し、
人材育成とともに児童館機能強化する。

◆ 条件：児童館等において20年以上及び
児童館長として５年以上の実務経験を
有する者又はそれに相当する者。

地域健康課連携

児童館PR

◆ 実施場所：糀谷羽田地域健康課　４か月健診待機場所

◆ 実施日時：偶数月

◆ 派遣職員：糀谷羽田地区児童館職員

◆ 目的

・児童館の認知度向上と来館促進を図る。
・健診待機時間を有効活用し保護者へ児童館の活動内容を周知する。
・糀谷・羽田地域健康課とその地域の児童館の連携を図る。

◆ 活動内容

・受付を済ませた保護者へ
PRチラシ配布
・地域健康課主催の講座の
合間にふれあい遊びを提供

災害時のこどもの居場所づくり

- 災害時のこどもの居場所・・こども家庭庁資料
- こども政策調整会議より
- 公園に隣接している児童館
  参考：災害時のこども支援おもちゃの児童館等施設への配備について

災害時のこどもの居場所

※こども家庭庁資料より

こどもの居場所づくりに関する指針
(災害時におけるこどもの居場所づくり)

第3章　こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

災害時におけるこどもの居場所づくり

災害時などの非常時こそ、こどもの声を聴き、こどもの権利を守ることが必要である。災害時においてこどもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、こどもの心の回復の観点からも重要である。今後、避難所におけるこどもの遊び場や学習のためのスペースの設置など、まずは災害時におけるこどもの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実態を踏まえた施策の推進が求められる。

6 災害時のこどもの居場所について

災害発生時は、それまで居場所としていた場が失われやすいだけでなく、おとなに余裕がなくなるため、普段以上にこども・若者の声を聴きにくくなります。また、発災後に新しく取り組みを始めるのは難しい環境でもあるため、普段からの積み重ねが重要です。

能登半島地震への対応を通して

令和6年1月1日に発災した能登半島地震に対し、「被災したこどもの居場所づくり支援」として、民間団体を対象とした支援枠組みを設けました。迅速な対応として評価する声がある一方で、行政と民間団体が別々に動くことも多く、発災時に連携して取り組むためにも普段からの信頼関係の構築が重要であると指摘されています。

被災地のこども・若者の様子

学校も避難所になり、グラウンドも仮設住宅が建ち、こどもたちはおとなしく過ごすことが当たり前になりつつある

大きな声を出したり、自分のやりたいことをやったりする環境が、避難後はなかなか持てなかった

地震後、家の中で過ごすこと、家族だけで過ごすことが多くなった

※「被災したこどもの居場所づくり支援」をご活用いただいた団体から報告された、被災地のこどもの様子について保護者の皆様から寄せられた声です。

16

※こども家庭庁HPより

【ハンドブック】

災害時の こどもの居場所づくり

こどもの権利や気持ちに寄り添う支援を

＜はじめに＞

このハンドブックは、災害発生時にこどもたちの安心・安全な居場所を確保し、こどもたちの成育とこころの回復が、安全かつ継続的に支えられることを目指す実践的ガイドです。
専門的な知識がなくても、いざというときにすぐ行動できるよう、必要なポイントを分かりやすくまとめました。
被災地でこどもたちと関わる地域の方々、保護者、ボランティアの皆さんが、こどもたちの不安を和らげ、安心できる環境を整えるためのヒントを紹介しています。
この一冊が、災害時のこどもたちを支える力となれば幸いです。

こどもまんなか
こども家庭庁

災害がこどもに与える影響

⚠ こどもが置かれる状況と困難

【1】生活環境の激変

- 急激な環境の変化や不自由さから、生活は一変
  ➡こどもたちは気付かずに心身の疲労が蓄積される
- 目の前の対応に追われて大人たちも疲弊
  ➡普段のように、こどもに対して意識や注意がはらえない

【2】リスクの増大

- こどもや女性に対する性暴力を含む被害が生じやすい

被災したこどもに見られやすい反応

- ✓ 夜泣き
- ✓ 夜驚
- ✓ 腹痛、便秘
- ✓ 吃音、チック
- ✓ 発熱
- ✓ 持病の悪化
- ✓ 頭痛
- ✓ めまい
- ✓ 吐き気
- ✓ 暗いところを怖がる
- ✓ 甘え
- ✓ 爪噛み
- ✓ 乱暴な行動
- ✓ 髪の毛を抜く など

これらは異常な環境下における自然な反応

安心・安全が回復することで症状は徐々に改善し、落ち着いていく

➡正しい知識と適切な支援により回復を促進可能

災害時のこどもの居場所とは？

基本的な機能
- 物理的空間 ＋ 心理社会的な支え
- 安心安全や成長支援を提供
- こどもの「回復力（レジリエンス）」を引き出す

「居場所」はこどもの権利を守る場

交流支援
多様な人との出会いを創出

安心できる場
こどもが安心して過ごせる場と時間を保障

参加促進
こどもの意見やニーズを設計に反映
※居場所づくりは、運営や活動へのこどもたちの主体的な参加が不可欠

成長支援
発達に応じた活動の機会を提供

役割

知識習得
こどもの権利に関する知識を学ぶ

普及啓発
こどもの権利の普及・啓発活動

相談体制
SOS可能な相談・救済機関の設置

参加促進
まちづくりへのこどもの参加

【平時からの取り組み】

居場所づくりにおける前提の考え

1 こどもの権利とセーフガーディングの重要性

災害時、こどもの権利と安全への配慮不足は、直接的にこどもの不利益につながる。

【こどもの権利条約の4原則】

- 差別の禁止(第2条)
- こどもの最善の利益(第3条)
- 生存と発達(第6条)
- こどもの参加(第12条)

【「セーフガーディング」とは】

こどもを虐待や権利侵害から守るための指針・行動規範を定め、遵守すること

2 災害時のこどもの居場所　基本の考え方

項目	内容
対象者	被災地域のすべてのこどもと支援を必要とする若者 (必要に応じて保護者支援も行う)
運営主体	行政、NPO法人などの民間支援団体、こどもと関わる各種団体
場所	各避難所(多くは学校・保育所などを活用)、公民館、児童館、公園、寺社など。「こどもの居場所」は各避難所に1か所ずつの設置が基本。在宅避難のこどものために地域にも設置する
開始時期	できる限り早く(発災当日～2～3日以内が理想)
運営期間	学校・保育施設等の再開まで (再開後も、こどもの暮らしを平時に戻していくことを意識しながら、ニーズに合わせた継続検討が必要)
こどもの参加	意見表明の権利を保証し、意思決定に参加できるように

3 安心・安全な場づくりのための具体的な配慮

権利を守る仕組み

- セーフガーディング指針・行動規範を作成し、ポスター等で告知
- こどもや保護者がいつでも相談できる窓口・意見箱を設置
- 第三者の目が入る見守り体制の構築

こころの回復を支える

- 災害後のこどものこころの状態について最低限の知識を持つ
- 身体化症状などを理解し、気になる場合は早期に専門家に相談
- 専門支援につなげる体制を整備

多様な出会いと経験

- イベントや交流活動で肯定的な記憶をつくる
- 多彩なスタッフ・ボランティアとの出会いの機会

こどもの声を聴く

- こどもの意見を尊重し、居場所づくりに反映
- 保護者・地域のおとながこどもの権利を理解

報道対応

取材時はセーフガーディングを説明し、こどもの権利侵害がないように配慮

要点・まとめ

【こどもたちの笑顔を守るために、私たちができること】

影響の理解

被災したこどもに起きる反応は、異常な環境下での自然な反応。
寄り添い、変化に気づくことが大切。

「災害時のこどもの居場所」の力

安心できる空間とこころの支えで、こどもの回復力(レジリエンス)を引き出す大切な場所。

平時からの備えがカギ

いざという時のために、日頃からの行政・支援団体・地域住民の連携と準備が何よりも重要。

こどもの権利とセーフガーディング

こどもを虐待やハラスメント、あらゆる危険から守るための行動規範を徹底。また、こどもたちの意見を尊重し、意思決定への参加を保障。

今後の行動＆計画チェックリスト

- ☐ こどものこころのケアに関する基礎知識を学ぶ(個人)(地域・団体)
- ☐ 地域の防災訓練に参加する(個人)(地域・団体)
- ☐ 地域の「こどもの居場所」に関する情報を収集する(個人)(地域・団体)
- ☐ 地域の行政や支援団体との連携を検討する(個人)(地域・団体)
- ☐ こどもの居場所運営ボランティアへの参加を検討する(個人)(地域・団体)
- ☐ セーフガーディングについて等、こどもの居場所づくりに関係する研修会に参加する(個人)(地域・団体)
- ☐ 地域の防災計画にこどもの視点を取り入れるよう提案する(個人)(地域・団体)

災害時のこどもの居場所　こども政策調整会議庁内意見交換より

◆地域防災

・現在、自治体防災の焦点となっているのは、「避難所環境の改善」と「在宅避難者の支援体制」である。

・大田区は、国・東京都の指針を受け、避難所環境提供の対象を32,000人に絞り、あわせて在宅避難者への手厚い支援体制を構築する方針。

・公園については、大田区パークマネジメントプランの理念に基づき、すべてを防災機能化するのではなく、一部を担うという考え方で進める。
・課題として、災害廃棄物のごみ置き場の運用が挙げられた。

・児童館に隣接する公園ではその運用になる可能性はない見込み。

・地域防災計画は令和9年3月に改定予定であり「こどもの居場所」の理念を組み込むという観点も踏まえ、連携していきたい。

◆公園

・児童館の隣の公園については、災害対策本部の考え方に従い、当面は使用しない想定であり、こどもたちの遊び場として活用してほしい。その際は、災害時なので、人員配置が必要となると思われる。

◆保育園

・福祉避難所は基本的に乳児とその保護者の生活の場で、区立30園・私立２園の計32園が対象。加えてエッセンシャルワーカーのこどもを預かる応急保育所が区立で４園ある。

◆避難所

・震災直後、地域防災計画上、避難所の収容スペースに余裕のない状況で「こどもの居場所」が設置できるか課題である。

・一方、2～3日後には在宅避難へ戻る方もいるため、時期によっては対応可能となる可能性がある。

・居場所を避難所に設置した場合の「見守りを誰が担うか」が大きな懸念点。

◆放課後ひろば

・風水害時の学童の応急拠点保育は、慣れない環境下で過ごす必要が生じる点や、保護者や事業者が拠点となる児童館を把握しているのか等、その認知度や風水害時の拠点児童館までの遠距離移動などに課題があがっていた。昨年、学校内学童でも応急保育実施できるよう特別出張所と連携・調整を進めていく。

・災害時の学校内学童の運営には、放課後ひろばの運営事業者とは、災害時は全ての学校内学童で応急保育を実施する旨、お知らせしているところ。

・職員確保について交通遮断や遠方の職員が来られない場合なども想定され、そうした場合にどのような対応がとれるか検討事項である。

◆児童館

・児童館職員のアウトリーチによるこどもの遊び場提供の取組を現在スタートさせている。災害時にも学校避難所内でこどもの居場所が設置される場合など、連携できると考える。

◆障害福祉

・障がいの重いこどもへの対応は比較的焦点化されており、どこへ避難させるか、在宅避難が可能か、等が検討の土台となっている。

・一方でこどもの障がいには、外見から分かりにくいケースも多く、放課後等デイサービス利用児の中には発達障がい等があり、埋もれてしまう可能性がある。

・放課後等デイ・療育機関でどこまで支援できるかがの確認が課題になる。

◆その他　意見

・国の方針「全避難所にこどもの居場所」を前提にしつつも、都市部で在宅避難が進む場合、本当に「91の避難所で2日以内に全部提供」が必要か再検討すべきと考える。

・求められる機能が見守り・居場所にとどまらず、心のケア等まで必要となる場合、専門知識やこどもと接する資格を持つ人員が必要になるため、人員体制を含めて「91か所」の整理も行う必要がある（巡回等の可能性も含め検討）。

・大規模災害時には、初動期はこどもの居場所確保等に公務員等の人的リソースの配置が難しいことも想定される場合に、話に出ていた外部人材が確定できるなら、こどもの居場所に入っていただく役割分担とし、復興が進み区職員や委託機関が戻るタイミングで、対応範囲を徐々に広げることも考えられる。

公園に隣接している児童館

	児童館名	隣接する公園
1	大森中	大森中川端児童公園
2	大森東一丁目	東一公園 都堀公園
3	大森	大森東三丁目公園
4	大森北	大森北三丁目さくら児童公園
5	大森西	大森西五丁目児童公園
6	南馬込	南馬込一丁目南児童公園
7	南馬込三丁目	あさひが丘児童公園
8	中馬込	中馬込貝塚公園
9	中央八丁目	中央八丁目第二児童公園
10	山王	みこころ児童公園
11	新井宿	中央一丁目児童公園
12	田園調布本町	すずめ公園
13	鵜の木	たんぽぽ児童公園
14	久が原	久が原光児童公園
15	洗足池	洗足池公園

	児童館名	隣接する公園
16	東糀谷	旭児童遊園
17	糀谷	西糀谷二丁目南公園 専有庭あり
18	萩中三丁目	萩中中央児童公園
19	高畑	高畑第五児童公園
20	南六郷	南光公園
21	東六郷	東三児童公園
22	矢口	今泉児童公園
23	徳持	徳持児童公園
24	西蒲田	蓮沼児童公園
25	西糀谷	南浦公園 専有庭あり
26	本蒲田	本蒲田一丁目公園

■ 公園に隣接している児童館 26施設

■ 専有庭のある児童館 8施設(糀谷・西糀谷含む)

	児童館名	占有庭
1	南馬込四丁目	・専有庭あり
2	千鳥	・専有庭あり
3	南雪谷	・専有庭あり
4	萩中	・専有庭あり
5	南六郷三丁目	・専有庭あり
6	多摩川	・専有庭あり

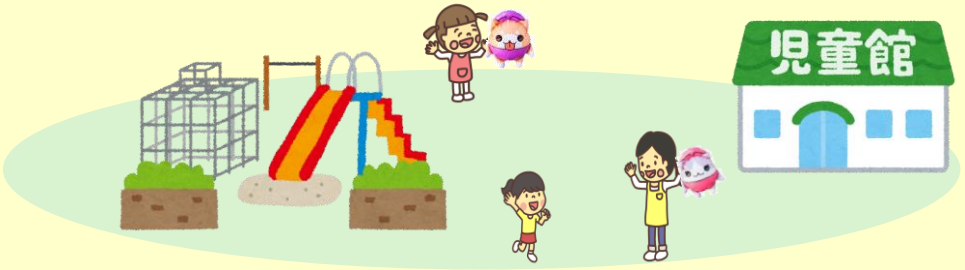

大田区児童館構想取組状況

- 主な取組み項目・取組状況
- 成果指標
- 令和７年度 大田区児童館等利用者アンケート集計結果

大田区児童館構想　主な取組項目・取組状況

主な取組項目		取組状況
こどもの意見の尊重	こどもの意見聴取と意見反映およびフィードバックの実施	・全児童館のこどもの意見聴取と意見反映・FB実施計画及び報告から全館実施 ・児童館利用者アンケート調査・集計・各施設によるフィードバック
こどもの権利擁護	こどもの権利擁護に関する理解促進	・児童館職員対象のこどもの権利擁護に関する研修実施 ・遊びを通したこどもの権利条約の学びの実践(一部施設)
地域との連携・協働	地域連携の推進及び地域連携におけるこどもの居場所拡充の検討	・全児童館の地域連携状況把握(全館対象アンケート調査実施) ・図書館と連携した児童館職員による「どこでも児童館」の実施 ・こどもアート体験ワークショップモデル事業(予定)
児童館職員の人材育成	人材確保・人材育成への取組み	■人材確保の取組み ・オンライン児童指導職説明会の実施 ・就職フェアへの出展 ・大学講義にて児童指導職紹介等実施 ・こども・若者意見反映ファシリテーター養成講座実施(予定) ■人材育成の取組み ・専門分野における課内研修の実施 ・専門職の活用(児童館等コーディネーター、児童館サポーターの設置)
こどもが安心して過ごせる居場所づくり	こどもの心身の健全育成の促進 ICT等を活用したこどもの居場所づくりの充実	・児童館まつり「あつまれ！おおたっこフェスタ」令和7年12月開催。 ・オンライン活用した児童館同士の交流。 ・こどもアート体験ワークショップモデル事業(再掲)　・インクルーシブ
	居場所に関する情報発信・提供の強化	■児童館PR方法の促進 ・大田区LINE公式アカウントから児童館等施設の検索及びセグメント配信。 ・デジタルサイネージ ・Uniqueおおた ・はぐくみへの掲載 ・どこでも児童館をはじめ、地域健康課とのタイアップによるプログラム＋PR
多様な子育てニーズへの対応	多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備 相談事業の充実	■日曜開館の試行実施　■児童館等職員研修に相談対応研修実施 ■アウトリーチ事業「どこでも児童館」実施。(再掲出) ■専門職の拡充(心理職)

大田区児童館構想　成果指標

※令和７年度調査

指　標	目　標	概　要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	成　果
児童館1施設当たりの利用者数	↗	こどもや子育て家庭の居場所となっているかの利用状況を測る指標	15,588人	17,281人	17,520人	↗
こどもの意見聴取・反映・フィードバックに取組んだ施設数の割合	→	児童館におけるこどもの意見聴取・反映・フィードバック状況を把握する指標	100%	100%	100%	→
児童館の利用満足度	↗	施設利用における利用者の満足度を把握する指標	―	―	80.7% とても満足58.3% 満足22.4%	―
児童館の利用意向利用者アンケート	↗	利用年代別の施設の利用意向を把握する指標	―	―		―
相談対応等のスキルアップに向けた職員の専門研修受講者数（年間）	↗	児童館職員のソーシャルワークスキルの向上につながる専門研修の参加状況を把握する指標	―	683人	784人	↗

ソーシャルワークスキルの向上につながる専門研修　テーマ・受講者者数内訳

テーマ	講師	参加数
こどもの人権尊重と権利擁護の理解と実践	目黒区立碑住区センター児童館副館長	158
子育てひろばの役割を考える ～利用者との　はじめの一歩～	NPO法人せたがや子育てネット理事	101
配慮を要するこどもたちへの対応	一般社団法人　キッズライフラボ	141
ソーシャルワークスキルを身に付ける ～日常の中から　こどもの声を受け留める～	千葉明徳短期大学保育創造学科 東京立正短期大学現代コミュニケーション学科 町田福祉保育専門学校こども保育学科 玉成保育専門学校（元　杉並区児童館長）	136
不登校・ひきこもり児童への対応 ～課題を抱えたこどもたちの居場所を考える～	原宿カウンセリングセンター主任	128
施設事例を基に講話 現在の事例学習会の作業療法士版	東京都立大学　健康福祉学部　作業療法学科助教	120

年代別利用意向

これからも児童館を利用したいですか	したい	したくない	どちらともいえない	回答なし
乳幼児の保護者	95.3%	0.1%	1.2%	3.4%
小学１・２年生	82.6%	2.1%	11.4%	3.9%
小学３・４年生	85.4%	2%	9.8%	2.8%
小学５・６年生	90.2%	0.4%	8%	1.4%
中学生	92.9%		4.3%	2.8%
高校生	100%			

大田区児童館構想　令和7年度 大田区児童館等利用者アンケート集計結果

※令和７年度調査

【実施期間】令和7年12月8日～令和7年12月19日　※一部児童館は令和8年1月実施
【対 象 者】児童館等施設利用者
【調査方法】一般利用者（乳幼児親子、小中学生等）　電子申請による回答、アンケート用紙による回答、回答数 2,170件

1　利用満足度

質問項目			とても満足	満足	普通	不満	とても不満	未回答・その他	合計
ア	職員の対応についてお聞かせください。	回答数	1,345	477	308	13	13	14	2,170
		割合	62.0%	22.0%	14.2%	0.6%	0.6%	0.6%	100.0%
イ	子育て相談や話しやすさについてお聞かせください。	回答数	1,054	556	500	30	13	17	2,170
		割合	48.6%	25.6%	23.0%	1.4%	0.6%	0.8%	100.0%
ウ	施設は清潔に保たれていますか。	回答数	1,251	548	312	24	12	23	2,170
		割合	57.6%	25.3%	14.4%	1.1%	0.6%	1.1%	100.0%
エ	部屋や遊具などの設備は利用しやすいですか。	回答数	1,311	543	255	30	14	17	2,170
		割合	60.4%	25.0%	11.8%	1.4%	0.6%	0.8%	100.0%
オ	事故防止などの安全管理は行き届いていますか。	回答数	1,216	555	330	39	10	20	2,170
		割合	56.0%	25.6%	15.2%	1.8%	0.5%	0.9%	100.0%
カ	活動（あそび・プログラム）や行事などは充実していますか。	回答数	1,267	524	324	18	18	19	2,170
		割合	58.4%	24.1%	14.9%	0.8%	0.8%	0.9%	100.0%
キ	当施設について、全体的な満足度についてお聞かせください。	回答数	1,411	486	218	14	24	17	2,170
		割合	65.0%	22.4%	10.0%	0.6%	1.1%	0.8%	100.0%
合　計		回答数	8,855	3,689	2,247	168	104	127	15,190
		割合	58.3%	24.3%	14.8%	1.1%	0.7%	0.8%	100.0%

2　利用意向

これからも児童館を利用したいですか

	したい	したくない	どちらともいえない	回答なし
乳幼児の保護者	95.3%	0.1%	1.2%	3.4%
小学１・２年生	82.6%	2.1%	11.4%	3.9%
小学３・４年生	85.4%	2%	9.8%	2.8%
小学５・６年生	90.2%	0.4%	8%	1.4%
中学生	92.9%		4.3%	2.8%
高校生	100%			
その他	87.5%			12.5%
回答なし	70.6%		11.8%	17.6%

この児童館が好きですか(安心して過ごせる居心地のいい場所ですか)

	そう思う	思わない	どちらともいえない	回答なし
乳幼児の保護者	93%	0.8%	2.7%	3.5%
小学１・２年生	82.2%	1.3%	12%	4.5%
小学３・４年生	82.9%	1.3%	12.7%	3.1%
小学５・６年生	42.4%		56.9%	0.7%
中学生	87.1%		10%	2.9%
高校生	83.3%		16.7%	
その他	87.5%			12.5%
回答なし	70.6%		11.8%	17.6%

3　集計結果から

一般利用者の満足度については、児童館等の居心地の良さや、職員の丁寧で安心できる対応が高く評価されています。利用者からは、館内が落ち着いた雰囲気で過ごしやすく、初めての方でも安心して利用できること、スタッフが親身に声をかけてくれることで孤独感なく過ごせることが挙げられています。

また、乳幼児向けの取り組みやプログラムについても好評であり、赤ちゃんタイムや体操等が親子の楽しみにつながっているほか、参加者同士の交流のきっかけになっているという声が寄せられています。さらに、イベントや工作、音楽等の企画が魅力的で、こどもが楽しめるだけでなく保護者の交流にも役立っていることが評価につながっています。

一方で、今後の改善や要望として、乳幼児向けの運用や案内の分かりやすさ、衛生面・清掃、トイレ等の使い勝手、安全面での見守り、玩具の状態の維持、情報提供やイベントの周知の一層の充実といったご意見もありました。これらの声を踏まえ、より利用しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

4　利用意向・居心地の良さ

・児童館が「継続利用につながる場」として機能していることがうかがえます。
・一方で、**小中学生は、“どちらともいえない”“したくない”も一定存在**します。
・継続利用のさらなる底上げには、「迷っている層」の不安・ニーズを掘り下げ、理由別の改善（プログラムの方向性、安心感の感じ方、情報提供など）が有効と想定。
・児童館が“好き（居心地・安心）”として支持されている層が厚い一方で、**小5・6年生にとっては魅力や居場所感が十分に届いていない可能性が高い**です。「期待している役割・過ごし方（自由時間、年齢に合う活動、自己肯定感につながる場）が不足」といったギャップが想定されます。